

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）
新旧対照表（最終案）

※ 平成 25 年 2 月 20 日開催の第 3 回岩手県防災会議幹事会議に提出した案から修正した部分（県組織の改編に伴う修正等）には、 を付しています。

火山災害対策編目次

第1章 総則

第3節	火山防災の基本理念	1
第5節の2	災害時における個人情報の取扱い	2
第6節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	4
第7節	県土の概況	8

第2章 災害予防計画

第2節	防災知識普及計画	11
第4節	防災訓練計画	12
第5節	気象業務整備計画	14
第6節	避難対策計画	20
第6節の2	災害医療体制整備計画	21
第6節の3	食料・生活必需品等の備蓄計画	22
第7節	災害時要援護者の安全確保計画	23
第15節	土砂災害予防計画	24
第19節	ボランティア育成計画	25

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	26
第2節	火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画	36
第7節	広報広聴計画	47
第8節	交通確保・輸送計画	49
第13節	県、市町村等応援協力計画	50
第15節	ボランティア活動計画	51
第18節	避難・救出計画	52
第19節	医療・保健計画	55
第20節	食料、生活必需品等供給計画	56
第24節	防疫計画	57
第25節	廃棄物処理・障害物除去計画	58
第26節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	60
第31節	ライフライン施設応急対策計画	62

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	63
第2節	安全確保対策	64

(下線の部分は修正部分)

頁	現 計 画	修 正 案
3-1-1	<p data-bbox="363 219 715 248">第3節 火山防災の基本理念</p> <p data-bbox="268 309 523 338">1 関係機関との連携</p> <p data-bbox="284 353 834 562">火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、学識者においては、<u>共通認識の下</u>、役割分担を明確にした上で、<u>互いに連携し、一体となって防災対策を進める</u>ことが必要である。</p> <p data-bbox="284 577 834 651">特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識者等専門家との緊密な連携を図るものとする。</p> <p data-bbox="284 712 523 741">(1) ～ (4) [略]</p> <p data-bbox="268 801 379 831">2 [略]</p>	<p data-bbox="976 219 1327 248">第3節 火山防災の基本理念</p> <p data-bbox="880 309 1136 338">1 関係機関との連携</p> <p data-bbox="896 353 1447 607">火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、学識者においては、<u>県が設置する火山防災協議会の共同検討を通じて</u>、役割分担を明確にした上で、<u>互いに連携し、火山防災対策を進める</u>ことが必要である。</p> <p data-bbox="896 622 1447 696">特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識者等専門家との緊密な連携を図るものとする。</p> <p data-bbox="896 712 1136 741">(1) ～ (4) [略]</p> <p data-bbox="880 801 992 831">2 [略]</p>
修正理由	防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴い、関係機関の連携について修正	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>新 設 (3-1-2 の第 6 節 の 前)</p>		<p><u>第 5 節 の 2 災害時における個人情報の取扱い</u></p> <p><u>【本編・第 1 章・第 3 節の 2 参照】</u></p>
<p>修正 理由</p>	<p>東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえ、災害時における個人情報の取扱いについて追加</p>	

ページ調整（余白）

頁	現 計 画												
3-1-2	<p style="text-align: center;">第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="296 521 1445 1610"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 521 671 566">機関名</th> <th data-bbox="671 521 1445 566">業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 566 671 611">[略]</td> <td data-bbox="671 566 1445 611"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 611 671 750">東北農政局</td> <td data-bbox="671 611 1445 750">(1)～(4) [略] (5) <u>天災金融の確保</u>に関すること。 (6) [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 750 671 795">[略]</td> <td data-bbox="671 750 1445 795"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 795 671 1563"> 仙台管区气象台 [盛岡地方气象台] </td> <td data-bbox="671 795 1445 1563"> (1) [略] (2) <u>気象、地象及び水象の予報並びに警報・注意報、情報等の防災気象情報の発表及び伝達</u>に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1563 671 1610">[略]</td> <td data-bbox="671 1563 1445 1610"></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業 務 の 大 綱	[略]		東北農政局	(1)～(4) [略] (5) <u>天災金融の確保</u> に関すること。 (6) [略]	[略]		仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]	(1) [略] (2) <u>気象、地象及び水象の予報並びに警報・注意報、情報等の防災気象情報の発表及び伝達</u> に関すること。	[略]	
機関名	業 務 の 大 綱												
[略]													
東北農政局	(1)～(4) [略] (5) <u>天災金融の確保</u> に関すること。 (6) [略]												
[略]													
仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]	(1) [略] (2) <u>気象、地象及び水象の予報並びに警報・注意報、情報等の防災気象情報の発表及び伝達</u> に関すること。												
[略]													
修正理由	[略]												

頁	修 正 案												
<p>3-1-2</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <p>3-1-3</p>	<p style="text-align: center;">第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 関 名</th> <th style="width: 70%;">業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北農政局</td> <td>(1)～(4) [略] (5) <u>災害資金の融通</u>に関すること。 (6) [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仙台管区气象台 〔盛岡地方气象台〕</td> <td>(1) [略] (2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> (3) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。</u> (4) <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> (5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に係る技術的な支援・協力に関すること。</u> (6) <u>災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県及び市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の実施に関すること。</u> (7) <u>都道府県、市町村その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発活動に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	[略]		東北農政局	(1)～(4) [略] (5) <u>災害資金の融通</u> に関すること。 (6) [略]	[略]		仙台管区气象台 〔盛岡地方气象台〕	(1) [略] (2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> (3) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。</u> (4) <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> (5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に係る技術的な支援・協力に関すること。</u> (6) <u>災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県及び市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の実施に関すること。</u> (7) <u>都道府県、市町村その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発活動に関すること。</u>	[略]	
機 関 名	業 務 の 大 綱												
[略]													
東北農政局	(1)～(4) [略] (5) <u>災害資金の融通</u> に関すること。 (6) [略]												
[略]													
仙台管区气象台 〔盛岡地方气象台〕	(1) [略] (2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> (3) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。</u> (4) <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> (5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に係る技術的な支援・協力に関すること。</u> (6) <u>災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県及び市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の実施に関すること。</u> (7) <u>都道府県、市町村その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発活動に関すること。</u>												
[略]													
<p>修正理由</p>	<p>東北農政局及び仙台管区气象台（盛岡地方气象台）の業務の見直し等に伴う修正</p>												

頁	現 計 画								
3-1-4	3・4 [略]								
3-1-5	<p data-bbox="296 257 671 293">5 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="296 293 1445 707"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 293 671 342">機関名</th> <th data-bbox="671 293 1445 342">業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 342 671 568"> (株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 </td> <td data-bbox="671 342 1445 568">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="296 568 1445 618">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 618 671 707"> (社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会 </td> <td data-bbox="671 618 1445 707"> (1) 医療救護に関すること。 (2) [略] </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="296 707 671 743">6 [略]</p>	機関名	業 務 の 大 綱	(株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]	[略]		(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) [略]
機関名	業 務 の 大 綱								
(株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]								
[略]									
(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) [略]								
修正理由									

頁	修正案								
3-1-4	3・4 [略]								
3-1-5	<p data-bbox="296 257 552 291">5 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="296 297 1445 707"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 297 671 344">機関名</th> <th data-bbox="671 297 1445 344">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 344 671 571"> (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 </td> <td data-bbox="671 344 1445 571">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="296 571 1445 618">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 618 671 707"> (社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会 </td> <td data-bbox="671 618 1445 707"> (1) 医療救護又は<u>歯科医療救護</u>に関すること。 (2) [略] </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="296 714 403 748">6 [略]</p>	機関名	業務の大綱	(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]	[略]		(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	(1) 医療救護又は <u>歯科医療救護</u> に関すること。 (2) [略]
機関名	業務の大綱								
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]								
[略]									
(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	(1) 医療救護又は <u>歯科医療救護</u> に関すること。 (2) [略]								
修正理由	<p data-bbox="296 2007 485 2040">1 機関名の修正</p> <p data-bbox="296 2047 1289 2094">2 (社)岩手県歯科医師会との災害時の歯科医療救護に関する協定の締結に伴う修正</p>								

頁	現 計 画										
3-1-6	第7節 県土の概況										
	1・2 [略]										
	3 地勢、地質										
	(1)～(3) [略]										
3-1-7	(4) 火山										
	ア 概況										
	<p>本県に影響を与える活火山は、奥羽山脈の北から八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の4火山である。岩手山は平成10年から地震等火山活動が活発化した。火山学的に評価された過去の火山活動度に基づき、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山はランクB、八幡平はランクCに分類（ランク分け）されている。</p>										
	4 火山の影響を受ける市町村										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="365 745 557 790">区 分</th> <th data-bbox="557 745 724 790">八幡平</th> <th data-bbox="724 745 1064 790">岩 手 山</th> <th data-bbox="1064 745 1257 790">秋田駒ヶ岳</th> <th data-bbox="1257 745 1445 790">栗駒山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="365 790 557 882">影響を受け る市町村</td> <td data-bbox="557 790 724 882">八幡平市</td> <td data-bbox="724 790 1064 882">盛岡市、八幡平市、雫石 町、滝沢村</td> <td data-bbox="1064 790 1257 882">雫石町</td> <td data-bbox="1257 790 1445 882">一関市</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	八幡平	岩 手 山	秋田駒ヶ岳	栗駒山	影響を受け る市町村	八幡平市	盛岡市、八幡平市、雫石 町、滝沢村	雫石町	一関市
区 分	八幡平	岩 手 山	秋田駒ヶ岳	栗駒山							
影響を受け る市町村	八幡平市	盛岡市、八幡平市、雫石 町、滝沢村	雫石町	一関市							
3-1-8	③ 秋田駒ヶ岳										
	<p>玄武岩・安山岩の二重式成層火山。山頂部北東側の北部カルデラと南西側の南部カルデラが相接しており、カルデラ形成期の火砕流・降下火砕物が山麓や火山東方に分布する。今世紀初頭までは北部カルデラ内の硫黄沈殿物から硫気の上昇が認められていた。有史以後は、南部カルデラで水蒸気爆発しか知られていなかったが、昭和45～46年の噴火では同カルデラ内の女岳から溶岩流を流出し、小爆発をしきりに反復した。</p>										
修正理由											

頁	修正案										
3-1-6	第7節 県土の概況										
	1・2 [略]										
	3 地勢、地質										
	(1)～(3) [略]										
3-1-7	(4) 火山										
	ア 県内の活火山										
	○ <u>火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を新たな活火山の定義とした。</u>										
	<u>県内では、下記の4火山が活火山として定義されている。</u>										
	<table border="1" data-bbox="365 656 1062 889"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>火山周辺市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八幡平</td> <td>八幡平市</td> </tr> <tr> <td>岩手山</td> <td>盛岡市、八幡平市、雫石町、滝沢村</td> </tr> <tr> <td>秋田駒ヶ岳</td> <td>雫石町</td> </tr> <tr> <td>栗駒山</td> <td>一関市、奥州市</td> </tr> </tbody> </table>	火山名	火山周辺市町村	八幡平	八幡平市	岩手山	盛岡市、八幡平市、雫石町、滝沢村	秋田駒ヶ岳	雫石町	栗駒山	一関市、奥州市
火山名	火山周辺市町村										
八幡平	八幡平市										
岩手山	盛岡市、八幡平市、雫石町、滝沢村										
秋田駒ヶ岳	雫石町										
栗駒山	一関市、奥州市										
	○ <u>さらに、火山噴火予知連絡会は、平成21年6月に「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として、47火山を選定した。</u>										
	<u>県内では、岩手山、秋田駒ヶ岳及び栗駒山が選定されている。</u>										
	イ 各火山の状況										
	① [略]										
	② 岩手山										
	玄武岩・安山岩の西岩手・東岩手の2成層火山が結合した火山である。東岩手山の方が新しく、薬師火口内にある中央火口丘・妙高岳では、数箇所弱い噴気が認められる。有史後の噴火は、西岩手山大地獄谷（現在も硫黄活動活発）での小爆発1回のほかは、全て東岩手山である。爆発型噴火が特徴であるが溶岩を流出したこともある（17・18世紀）。										
	平成7年に初めて火山性微動が観測されて以降、平成10年2月から地震活動が活発化し、6月には盛岡地方気象台から今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火のおそれもあるとの臨時火山情報が出された。その後、地震回数は減少したものの、通常の状態に比べ高いレベルにあり、低周波地震・単色地震の発生、黒倉山・大地獄谷の活発な噴気現象などから予断を許さない状況が続いた。										
	岩手山の活動状況の詳細については、資料編1-6-5（地震回数の推移は資料編1-6-6）のとおり。また、岩手山の噴火の歴史については、資料編1-6-7のとおり。										
3-1-8	③ 秋田駒ヶ岳										
	玄武岩・安山岩の二重式成層火山。山頂部北東側の北部カルデラと南西側の南部カルデラが相接しており、カルデラ形成期の火砕流・降下火砕物が山麓や火山東方に分布する。20世紀初頭までは北部カルデラ内の硫黄沈殿物から硫黄の上昇が認められていた。有史以後は、南部カルデラで水蒸気爆発しか知られていなかったが、昭和45～46年の噴火では同カルデラ内の女岳から溶岩流を流出し、小爆発をしきりに反復した。										
修正理由	火山噴火予知連絡会による活火山の定義及び火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山との整合性を図るための修正及び所要の整理										

頁	現 計 画	修 正 案
3-1-8	④ [略]	④ [略]
	ウ [略]	ウ [略]
3-1-9	4 [略]	4 [略]
修正 理由		

頁	現 計 画	修 正 案
<p>3-2-2</p> <p>3-2-3</p> <p>3-2-4</p>	<p>第2節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ～ク [略]</p> <p>○ 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 平常時における心得</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）をリュックに入れて準備しておく。</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>第3 [略]</p>	<p>第2節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p><u>カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等</u></p> <p>キ～ク [略]</p> <p>○ 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 平常時における心得</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ 非常持出品（<u>救急箱・お薬手帳</u>、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）をリュックに入れて準備しておく。</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>○ <u>防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>防災文化の継承</u> 【本編・第2章・第1節・第2・5 参照】</p> <p>6 <u>国際的な情報発信</u> 【本編・第2章・第1節・第2・6 参照】</p> <p>第3 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、防災知識の普及に関し、次の事項を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及活動における重点事項に、伝言サービスの利用方法等について追加 ・ 防災知識の普及に併せ、被災地支援に関する知識の普及に努めることについて追加 ・ 防災文化の継承及び国際的な情報発信について追加 <p>2 所要の整理</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-6	<p style="text-align: center;">第4節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び市町村は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める。 ○ [略] ○ 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。 <p style="margin-left: 40px;">ア・イ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] <p>2・3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第4節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び市町村は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、<u>訓練の目的を明確にした上で</u>、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して<u>成果及び課題</u>を明らかにし、その改善に努める。 ○ [略] ○ 訓練は図上訓練又は実地訓練により実施し、<u>地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど</u>、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。 <p style="margin-left: 40px;">ア・イ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] <p>2・3 [略]</p>
修正理由	<p>防災基本計画（平成23年12月27日修正及び平成24年9月6日修正）の修正に伴う、複合災害も想定した訓練の実施等について追加</p>	

ページ調整（余白）

頁	現 計 画																														
3-2-8	<p style="text-align: center;">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 地震観測施設</p> <table border="1" data-bbox="349 701 1445 1025"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>震度観測点</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手山観測点</td> <td>5</td> <td>馬返し、焼切沢、網張、八合目、滝の上</td> </tr> <tr> <td>秋田駒ヶ岳</td> <td>2</td> <td>田沢湖高原温泉東（秋田県側）、八合目駐車場（秋田県側）</td> </tr> <tr> <td>栗駒山観測点</td> <td>2</td> <td>小安（秋田県側）、耕英（宮城県側）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) その他の観測施設</p> <table border="1" data-bbox="349 1070 1445 1478"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山遠望観測</td> <td>1</td> <td>柏台 カメラ1（高感度）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="349 1523 1445 1619"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 仙台管区気象台は、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山及び八幡平の4火山を対象に、計画的に火山機動観測（調査観測）を実施する。</p> <p>○ [略]</p>	施設名	箇所数	設置場所	[略]			震度観測点	[略]		岩手山観測点	5	馬返し、焼切沢、網張、八合目、滝の上	秋田駒ヶ岳	2	田沢湖高原温泉東（秋田県側）、八合目駐車場（秋田県側）	栗駒山観測点	2	小安（秋田県側）、耕英（宮城県側）	施設名	箇所数	設置場所	岩手山遠望観測	1	柏台 カメラ1（高感度）	施設等名	箇所数	設置機関	[略]		
施設名	箇所数	設置場所																													
[略]																															
震度観測点	[略]																														
岩手山観測点	5	馬返し、焼切沢、網張、八合目、滝の上																													
秋田駒ヶ岳	2	田沢湖高原温泉東（秋田県側）、八合目駐車場（秋田県側）																													
栗駒山観測点	2	小安（秋田県側）、耕英（宮城県側）																													
施設名	箇所数	設置場所																													
岩手山遠望観測	1	柏台 カメラ1（高感度）																													
施設等名	箇所数	設置機関																													
[略]																															
3-2-9																															
修正理由																															

頁	修 正 案																		
3-2-8	第5節 気象業務整備計画																		
	<p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 地震観測施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">箇所数</th> <th style="text-align: center;">設 置 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>震度観測点</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	設 置 場 所	[略]			震度観測点	[略]										
施設名	箇所数	設 置 場 所																	
[略]																			
震度観測点	[略]																		
3-2-9	<p>(6) 火山観測施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">箇所数</th> <th style="text-align: center;">設 置 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山火山観測点</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td>馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、柳沢(GPS)、柏台(遠望カメラ)</td> </tr> <tr> <td>秋田駒ヶ岳火山観測点</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>八合目駐車場(地震計、空振計、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、田沢湖高原温泉(GPS)(いずれも秋田県側)</td> </tr> <tr> <td>栗駒山火山観測点</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>耕英(地震計、空振計、傾斜計)、大柳(遠望カメラ)(いずれも宮城県側)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設等名</th> <th style="text-align: center;">箇所数</th> <th style="text-align: center;">設 置 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 仙台管区気象台は、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山及び八幡平の4火山を対象に、計画的に火山機動観測(調査観測)を実施する。</p> <p>○ [略]</p>	施設名	箇所数	設 置 場 所	岩手山火山観測点	5	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、柳沢(GPS)、柏台(遠望カメラ)	秋田駒ヶ岳火山観測点	3	八合目駐車場(地震計、空振計、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、田沢湖高原温泉(GPS)(いずれも秋田県側)	栗駒山火山観測点	2	耕英(地震計、空振計、傾斜計)、大柳(遠望カメラ)(いずれも宮城県側)	施設等名	箇所数	設 置 機 関	[略]		
施設名	箇所数	設 置 場 所																	
岩手山火山観測点	5	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、柳沢(GPS)、柏台(遠望カメラ)																	
秋田駒ヶ岳火山観測点	3	八合目駐車場(地震計、空振計、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、田沢湖高原温泉(GPS)(いずれも秋田県側)																	
栗駒山火山観測点	2	耕英(地震計、空振計、傾斜計)、大柳(遠望カメラ)(いずれも宮城県側)																	
施設等名	箇所数	設 置 機 関																	
[略]																			
修正理由	火山観測点その他の所要の整理																		

頁	現 計 画									
3-2-9	第3 情報収集、伝達体制の整備									
3-2-10	○ [略]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 306 643 344">通 信 施 設</th> <th data-bbox="643 306 1445 344">伝 達 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="295 344 1445 389">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 389 373 707" rowspan="2">緊急防災情報ネットワーク</td> <td data-bbox="373 389 1445 707"> 防災情報提供システム（専用回線） 岩手県（総合防災室）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（調査第一課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、アイビーシー岩手放送（報道部）、テレビ岩手（アナウンス部）、岩手めんこいテレビ（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 707 1445 752">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="295 752 1445 797">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	通 信 施 設	伝 達 先	[略]		緊急防災情報ネットワーク	防災情報提供システム（専用回線） 岩手県（総合防災室）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（調査第一課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、アイビーシー岩手放送（報道部）、テレビ岩手（アナウンス部）、岩手めんこいテレビ（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）	[略]	[略]	
通 信 施 設	伝 達 先									
[略]										
緊急防災情報ネットワーク	防災情報提供システム（専用回線） 岩手県（総合防災室）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（調査第一課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、アイビーシー岩手放送（報道部）、テレビ岩手（アナウンス部）、岩手めんこいテレビ（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）									
	[略]									
[略]										
	○ [略]									
	○ 仙台管区气象台（盛岡地方气象台）は、岩手山及び秋田駒ヶ岳についての火山活動の状況と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベルの運用を行う。									
	①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="323 976 616 1021">種 類</th> <th data-bbox="616 976 1445 1021">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="323 1021 1445 1066">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1066 616 1200">降灰予報</td> <td data-bbox="616 1066 1445 1200">噴火が発生した場合で、住民等に降灰の影響が予想される場合に降灰が予想される地域を随時発表。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1200 616 1973">火山の状況に関する解説情報</td> <td data-bbox="616 1200 1445 1973">火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	[略]		降灰予報	噴火が発生した場合で、住民等に降灰の影響が予想される場合に降灰が予想される地域を随時発表。	火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。	
種 類	内 容									
[略]										
降灰予報	噴火が発生した場合で、住民等に降灰の影響が予想される場合に降灰が予想される地域を随時発表。									
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。									
修正理由										

頁	修正案																	
3-2-9	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p>																	
3-2-10	<table border="1" data-bbox="295 297 1445 797"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 297 643 347">通 信 施 設</th> <th data-bbox="643 297 1445 347">伝 達 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="295 347 1445 392">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 392 375 797" rowspan="2">緊急防災情報ネットワーク</td> <td data-bbox="375 392 1445 705"> <p>防災情報提供システム（専用回線）</p> <p>岩手県（総合防災室）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（調査第一課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、IBC岩手放送（報道部）、テレビ岩手（アナウンス部）、岩手めんこいテレビ（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）、<u>陸上自衛隊岩手駐屯地（第9特科連隊第2科）</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 705 1445 750">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="295 750 1445 797">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略]</p> <p>○ 仙台管区气象台（盛岡地方气象台）は、岩手山及び秋田駒ヶ岳についての火山活動の状況と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベルの運用を行う。</p> <p>①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="327 981 1445 1973"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 981 616 1025">種 類</th> <th data-bbox="616 981 1445 1025">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="327 1025 1445 1070">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1070 616 1205">降灰予報</td> <td data-bbox="616 1070 1445 1205"> <p><u>噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1205 616 1973">火山現象に関する情報等</td> <td data-bbox="616 1205 1445 1973"> <p><u>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山の状況に関する解説情報 <ul style="list-style-type: none"> <u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。</u> ・火山活動解説資料 <ul style="list-style-type: none"> <u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</u> ・週間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> <u>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</u> ・月間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> <u>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</u> ・噴火に関する火山観測報 <ul style="list-style-type: none"> <u>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	通 信 施 設	伝 達 先	[略]		緊急防災情報ネットワーク	<p>防災情報提供システム（専用回線）</p> <p>岩手県（総合防災室）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（調査第一課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、IBC岩手放送（報道部）、テレビ岩手（アナウンス部）、岩手めんこいテレビ（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）、<u>陸上自衛隊岩手駐屯地（第9特科連隊第2科）</u></p>	[略]	[略]		種 類	内 容	[略]		降灰予報	<p><u>噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。</u></p>	火山現象に関する情報等	<p><u>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山の状況に関する解説情報 <ul style="list-style-type: none"> <u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。</u> ・火山活動解説資料 <ul style="list-style-type: none"> <u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</u> ・週間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> <u>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</u> ・月間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> <u>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</u> ・噴火に関する火山観測報 <ul style="list-style-type: none"> <u>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</u>
通 信 施 設	伝 達 先																	
[略]																		
緊急防災情報ネットワーク	<p>防災情報提供システム（専用回線）</p> <p>岩手県（総合防災室）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（調査第一課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、IBC岩手放送（報道部）、テレビ岩手（アナウンス部）、岩手めんこいテレビ（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）、<u>陸上自衛隊岩手駐屯地（第9特科連隊第2科）</u></p>																	
	[略]																	
[略]																		
種 類	内 容																	
[略]																		
降灰予報	<p><u>噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。</u></p>																	
火山現象に関する情報等	<p><u>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山の状況に関する解説情報 <ul style="list-style-type: none"> <u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。</u> ・火山活動解説資料 <ul style="list-style-type: none"> <u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</u> ・週間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> <u>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</u> ・月間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> <u>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</u> ・噴火に関する火山観測報 <ul style="list-style-type: none"> <u>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</u> 																	
修正理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災情報提供システムによる伝達先の修正 2 降灰予報の内容及び警報等以外の火山活動の状況等の情報等の内容について所要の整理 3 所要の整理 																	

頁	現 計 画																		
3-2-10	② [略]																		
3-2-11	③噴火警戒レベルが導入されていない火山の噴火警報・予報																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予報及び警報の名称</th> <th>対象範囲を付した警報の呼び方</th> <th>略称</th> <th>対象範囲</th> <th>警戒事項等</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報</td> <td>噴火警報(居住地域)</td> <td>噴火警報</td> <td>居住地域又は山麓及びそれより火口側</td> <td>居住地域嚴重警戒</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況	噴火警報	噴火警報(居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	[略]					
予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況														
噴火警報	噴火警報(居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。														
[略]																			
3-2-12	④ [略]																		
	⑤秋田駒ヶ岳の噴火レベル(概要版) 平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象範囲</th> <th rowspan="2">レベル</th> <th colspan="3">説 明</th> </tr> <tr> <th>火山活動の状況</th> <th>過去の事例</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	対象範囲	レベル	説 明			火山活動の状況	過去の事例	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	[略]									
対象範囲	レベル			説 明															
		火山活動の状況	過去の事例	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応															
[略]																			
3-2-13	<p>[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 資料編 2-4-5]</p> <p>[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 資料編 2-4-6]</p> <p>○ [略]</p>																		
3-2-14	第4 [略]																		
修正理由																			

頁	修正案																		
3-2-10	② [略]																		
3-2-11	③噴火警戒レベルが導入されていない火山の噴火警報・予報																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="325 297 443 436">予報及び警報の名称</th> <th data-bbox="443 297 616 436">対象範囲を付した警報の呼び方</th> <th data-bbox="616 297 671 436">略称</th> <th data-bbox="671 297 842 436">対象範囲</th> <th data-bbox="842 297 1038 436">警戒事項等</th> <th data-bbox="1038 297 1463 436">火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="325 436 443 616">噴火警報</td> <td data-bbox="443 436 616 616">噴火警報(居住地域)</td> <td data-bbox="616 436 671 616">噴火警報</td> <td data-bbox="671 436 842 616">居住地域又は山麓及びそれより火口側</td> <td data-bbox="842 436 1038 616">居住地域嚴重警戒</td> <td data-bbox="1038 436 1463 616">居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="325 616 1463 660">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況	噴火警報	噴火警報(居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	[略]					
	予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況													
	噴火警報	噴火警報(居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。													
[略]																			
[略]																			
3-2-12	④ [略]																		
	⑤秋田駒ヶ岳の噴火レベル(概要版) 平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="325 840 443 981" rowspan="2">対象範囲</th> <th data-bbox="443 840 499 981" rowspan="2">レベル</th> <th colspan="3" data-bbox="499 840 1463 891">説明</th> </tr> <tr> <th data-bbox="499 891 879 981">火山活動の状況</th> <th data-bbox="879 891 1114 981">過去の事例</th> <th data-bbox="1114 891 1463 981">住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" data-bbox="325 981 1463 1025">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	対象範囲	レベル	説明			火山活動の状況	過去の事例	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	[略]									
	対象範囲			レベル	説明														
火山活動の状況		過去の事例	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応																
[略]																			
[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 資料編 2-4-5]																			
[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 資料編 2-4-6]																			
3-2-13	○ [略]																		
3-2-14	第4 [略]																		
修正理由	所要の整理																		

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-17	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p style="padding-left: 20px;">1 [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">2 [略]</p> <p>第3～第6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p style="padding-left: 20px;">1 [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">2 [略]</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>3 広域一時滞在</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>【本編・第2章・第5節・第2・3 参照】</u></p> <p>第3～第6 [略]</p>
修正理由	<p style="text-align: center;">防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、広域一時滞在について追加</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>新 設 (3-2-2 0の前)</p>		<p style="text-align: center;"><u>第6節の2 災害医療体制整備計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。</u></p> <p>2 <u>ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害拠点病院等を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。</u></p> <p>第2 災害拠点病院</p> <p>1 災害拠点病院の指定 <u>【本編・第2章・第5節の2・第2・1 参照】</u></p> <p>2 医療機関の防災能力の向上 <u>【本編・第2章・第5節の2・第2・2 参照】</u></p> <p>第3 岩手DMATの体制強化 <u>【本編・第2章・第5節の2・第3 参照】</u></p> <p>第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備 <u>【本編・第2章・第5節の2・第4 参照】</u></p> <p>第5 広域災害・救急医療情報システムの整備 <u>【本編・第2章・第5節の2・第5 参照】</u></p> <p>第6 災害中長期への備え <u>【本編・第2章・第5節の2・第6 参照】</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえ、平時における災害医療体制の整備に対応するため、第3章第19節（医療・保健計画）に定める対策のうち、予防的対策を第2章に移記・新設</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-20	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1～第3 [略]</p>	<p>第6節の3 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1～第3 [略]</p>
修正理由	<p>所要の整理（第6節の2を繰り下げ）</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-21	<p style="text-align: center;">第7節 災害時要援護者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県は、市町村その他の防災関係機関、災害時要援護者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者（以下、本節中「要援護者」という。）の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、市町村に対しては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考にした要援護者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 [略]</p> <p>第2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第7節 災害時要援護者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県は、市町村その他の防災関係機関、災害時要援護者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、高齢者、障がい者、<u>難病患者</u>、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者（以下、本節中「要援護者」という。）の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、市町村に対しては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考にした要援護者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 [略]</p> <p>第2 [略]</p>
修正理由	所要の整理	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-34	<p>第 15 節 土砂災害予防計画</p> <p>第 1～第 6 [略]</p>	<p>第 15 節 土砂災害予防計画</p> <p>第 1～第 6 [略]</p> <p><u>第 7 土砂災害緊急情報の発表</u></p> <p><u>【本編・第 2 章・第 16 節・第 8 参照】</u></p>
修正理由	土砂災害防止法の改正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-39	<p style="text-align: center;">第 19 節 <u>ボランティア</u>育成計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>ボランティア</u>活動についての普及啓発を図る。 2 <u>ボランティア</u>のリーダー、コーディネーター等の養成に努める。 3 <u>ボランティア</u>の登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。 <p>第 2 [略]</p> <p>第 3 実施要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>ボランティア・リーダー等の養成</u> 【本編・第2章・第22節・第3・1 参照】 2 <u>ボランティアの登録</u> 【本編・第2章・第22節・第3・2 参照】 3 <u>ボランティアの受入体制の整備</u> 【本編・第2章・第22節・第3・3 参照】 4 [略] 	<p style="text-align: center;">第 19 節 <u>防災ボランティア</u>育成計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>防災ボランティア</u>活動についての普及啓発を図る。 2 <u>防災ボランティア</u>のリーダー、コーディネーター等の養成に努める。 3 <u>防災ボランティア</u>の登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。 <p>第 2 [略]</p> <p>第 3 実施要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>防災ボランティア・リーダー等の養成</u> 【本編・第2章・第22節・第3・1 参照】 2 <u>防災ボランティアの登録</u> 【本編・第2章・第22節・第3・2 参照】 3 <u>防災ボランティアの受入体制の整備</u> 【本編・第2章・第22節・第3・3 参照】 4 [略]
修正理由	<p>防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、「ボランティア」を「防災ボランティア」に修正</p>	

頁	現 計 画						
<p>3-3-1</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県、市町村及び防災関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 火山災害時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制を<u>確立する</u>。</p> <p>4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村その他の防災関係機関相互の<u>連携を強化し</u>、応援協力体制の整備を図る。 また、火山災害時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>県は、県の地域に火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は岩手県災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="312 1509 1445 1693"> <thead> <tr> <th data-bbox="312 1509 879 1554">設置基準</th> <th data-bbox="879 1509 1445 1554">設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="312 1554 879 1644">岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(火口周辺)のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td data-bbox="879 1554 1445 1644">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 1644 879 1693">[略]</td> <td data-bbox="879 1644 1445 1693"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ~ (5) [略]</p>	設置基準	設置の対象	岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(火口周辺)のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]	[略]	
設置基準	設置の対象						
岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(火口周辺)のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]						
[略]							
<p>修正理由</p>							

頁	修正案						
<p>3-3-1</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県、市町村<u>その他の</u>防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 火山災害時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制を確立するとともに、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。</p> <p>4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村<u>その他の</u>防災関係機関は、<u>平常時からの火山防災協議会での共同検討の結果を踏まえ、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。</u> また、火山災害時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。</p> <p>5 県及び市町村は、<u>円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。</u></p> <p>6 県及び市町村は、<u>複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。</u></p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>県は、県の地域に火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は岩手県災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="312 1509 1445 1693"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(火口周辺)のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ~ (5) [略]</p>	設置基準	設置の対象	岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(火口周辺)のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]	[略]	
設置基準	設置の対象						
岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(火口周辺)のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]						
[略]							
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、県等における災害応急対策等の実施に必要な人員の確保、県における後発災害にも対処できる配備体制の構築等について追加</p> <p>2 所要の整理</p>						

頁	現 計 画												
3-3-3	<p>2 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="311 342 1445 862"> <thead> <tr> <th data-bbox="311 342 384 392">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="384 342 1222 392">設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</th> <th data-bbox="1222 342 1445 392">配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="311 392 384 862" rowspan="2">(1) 指定職員配備（1号）体制</td> <td data-bbox="384 392 459 526">本部</td> <td data-bbox="459 392 1222 526">ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ [略]</td> <td data-bbox="1222 392 1445 862" rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 526 459 862">広域支部及び地方支部</td> <td data-bbox="459 526 1222 862">ア 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ [略]</td> </tr> </tbody> </table>			区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）		配備職員の範囲	(1) 指定職員配備（1号）体制	本部	ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ [略]	[略]	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ [略]
区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）		配備職員の範囲										
(1) 指定職員配備（1号）体制	本部	ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ [略]	[略]										
	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ [略]											
3-3-4	<table border="1" data-bbox="311 862 1445 1379"> <tbody> <tr> <td data-bbox="311 862 384 1379" rowspan="2">(2) 主査以上配備（2号）体制</td> <td data-bbox="384 862 459 996">本部</td> <td data-bbox="459 862 1222 996">ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ [略]</td> <td data-bbox="1222 862 1445 1379" rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 996 459 1379">広域支部及び地方支部</td> <td data-bbox="459 996 1222 1379">ア 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>注) 上記中欄の「広域支部及び地方支部の配備基準」及び上記右欄の「配備職員の範囲」は、「岩手県災害対策本部規程」（資料編5-7）に基づく。</p>			(2) 主査以上配備（2号）体制	本部	ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ [略]	[略]	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ [略]				
(2) 主査以上配備（2号）体制	本部	ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ [略]	[略]										
	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ [略]											
修正理由													

頁	修 正 案												
3-3-3	<p>2 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="309 342 1445 864"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 342 384 392">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="384 342 1222 392">設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</th> <th data-bbox="1222 342 1445 392">配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 392 384 864" rowspan="2"> (1) 指定職員配備 (1号)体制 </td> <td data-bbox="384 392 459 524">本部</td> <td data-bbox="459 392 1222 524"> ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ [略] </td> <td data-bbox="1222 392 1445 864" rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 524 459 864">広域支部及び地方支部</td> <td data-bbox="459 524 1222 864"> ア 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ [略] </td> </tr> </tbody> </table>			区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）		配備職員の範囲	(1) 指定職員配備 (1号)体制	本部	ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ [略]	[略]	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ [略]
区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）		配備職員の範囲										
(1) 指定職員配備 (1号)体制	本部	ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ [略]	[略]										
	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ [略]											
3-3-4	<table border="1" data-bbox="309 864 1445 1379"> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 864 384 1379" rowspan="2"> (2) 主査以上配備 (2号)体制 </td> <td data-bbox="384 864 459 996">本部</td> <td data-bbox="459 864 1222 996"> ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ [略] </td> <td data-bbox="1222 864 1445 1379" rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 996 459 1379">広域支部及び地方支部</td> <td data-bbox="459 996 1222 1379"> ア 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ [略] </td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>注) 上記中欄の「広域支部及び地方支部の配備基準」及び上記右欄の「配備職員の範囲」は、「岩手県災害対策本部規程」（資料編5-7）に基づく。</p>			(2) 主査以上配備 (2号)体制	本部	ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ [略]	[略]	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ [略]				
(2) 主査以上配備 (2号)体制	本部	ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ [略]	[略]										
	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ [略]											
修正理由	所要の整理												

頁	現 計 画
<p>3-3-4</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ [略]</p>	<p>本部長 (知事)</p> <p>副本部長 (副知事 総務部長)</p> <p>本部長 (各部局等の長 総合防災室長 出納局長 医療局長 企業局長 教育局長 警察本部長 東京事務長)</p> <p>緊急初動特別班</p> <p>部 (部長・次長: 本部連絡員)</p> <p>課等 (課等の長)</p> <p>機関 (機関の長)</p> <p>※</p> <p>地方支部 (支部長・副支部長・支部委員: 支部連絡員)</p> <p>班 (班長・副班長)</p> <p>※</p> <p>広域支部</p> <p>現地災害対策本部</p> <p>調査班</p> <p>現地作業班</p> <p>本部員会議</p> <p>本部支援室 (総合防災室長)</p> <p>※広域支部委員会 [略]</p> <p>※支部委員会 [略]</p>
<p>3-3-5</p> <p>3-3-6</p>	<p>ア～コ [略]</p> <p>サ 現地作業班</p> <p>○ 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要があると認めるときに設置し、救護、<u>防疫</u>の指導その他の災害応急対策の実施又は指導に当たる。</p> <p>○ [略]</p>
<p>修正理由</p>	

頁	修正案
<p>3-3-4</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ [略]</p> <p>※広域支部委員会議 [略]</p> <p>※支部委員会議 [略]</p>	<p>3-3-5</p> <p>ア～コ [略]</p> <p>3-3-6</p> <p>サ 現地作業班</p> <p>○ 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要があると認めるときに設置し、<u>救護</u>、<u>感染症予防</u>の指導その他の災害応急対策の実施又は指導に当たる。</p> <p>○ [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>所要の整理</p>

頁	現 計 画																																				
<p>3-3-6</p> <p>3-3-8</p>	<p>(3) 分掌事務</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="352 297 1445 1256"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="352 297 783 347">区分</th> <th data-bbox="783 297 1445 347">活動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 347 403 573">災害発生前</td> <td data-bbox="403 347 783 389">[略]</td> <td data-bbox="783 347 1445 389"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 389 403 524">2</td> <td data-bbox="403 389 783 524">災害対策用資機材の点検整備</td> <td data-bbox="783 389 1445 524">(1)・(2) [略] (3) 防疫薬剤及び防疫資機材の点検整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 524 403 573">[略]</td> <td data-bbox="403 524 783 573">[略]</td> <td data-bbox="783 524 1445 573">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="352 573 1445 622">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 622 403 848">災害発生後</td> <td data-bbox="403 622 783 665">[略]</td> <td data-bbox="783 622 1445 665"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 665 403 848">8</td> <td data-bbox="403 665 783 848">ボランティア活動対策</td> <td data-bbox="783 665 1445 848">(1) ボランティア活動のニーズ把握 (2) ボランティアの受付・登録 (3) ボランティア活動の調整 (4) ボランティアの受入体制の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 848 403 898">[略]</td> <td data-bbox="403 848 783 898">[略]</td> <td data-bbox="783 848 1445 898">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 898 403 1032">11</td> <td data-bbox="403 898 783 1032">機動力及び輸送力の確保</td> <td data-bbox="783 898 1445 1032">(1)・(2) [略] (3) 道路上の障害物の除去 (4) ~ (7) [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1032 403 1081">[略]</td> <td data-bbox="403 1032 783 1081">[略]</td> <td data-bbox="783 1032 1445 1081">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1081 403 1216">15</td> <td data-bbox="403 1081 783 1216">防疫対策</td> <td data-bbox="783 1081 1445 1216">(1) 防疫活動の実施 (2) [略] (3) 防疫用資機材の調達あっせん</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1216 403 1256">[略]</td> <td data-bbox="403 1216 783 1256">[略]</td> <td data-bbox="783 1216 1445 1256">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="309 1263 521 1296">(4)・(5) [略]</p>	区分		活動項目	災害発生前	[略]		2	災害対策用資機材の点検整備	(1)・(2) [略] (3) 防疫薬剤及び防疫資機材の点検整備	[略]	[略]	[略]	[略]			災害発生後	[略]		8	ボランティア活動対策	(1) ボランティア活動のニーズ把握 (2) ボランティアの受付・登録 (3) ボランティア活動の調整 (4) ボランティアの受入体制の整備	[略]	[略]	[略]	11	機動力及び輸送力の確保	(1)・(2) [略] (3) 道路上の障害物の除去 (4) ~ (7) [略]	[略]	[略]	[略]	15	防疫対策	(1) 防疫活動の実施 (2) [略] (3) 防疫用資機材の調達あっせん	[略]	[略]	[略]
区分		活動項目																																			
災害発生前	[略]																																				
2	災害対策用資機材の点検整備	(1)・(2) [略] (3) 防疫薬剤及び防疫資機材の点検整備																																			
[略]	[略]	[略]																																			
[略]																																					
災害発生後	[略]																																				
8	ボランティア活動対策	(1) ボランティア活動のニーズ把握 (2) ボランティアの受付・登録 (3) ボランティア活動の調整 (4) ボランティアの受入体制の整備																																			
[略]	[略]	[略]																																			
11	機動力及び輸送力の確保	(1)・(2) [略] (3) 道路上の障害物の除去 (4) ~ (7) [略]																																			
[略]	[略]	[略]																																			
15	防疫対策	(1) 防疫活動の実施 (2) [略] (3) 防疫用資機材の調達あっせん																																			
[略]	[略]	[略]																																			
修正理由																																					

頁	修正案																																				
<p>3-3-6</p> <p>3-3-8</p>	<p>(3) 分掌事務</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="352 297 1445 1256"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>活動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生前</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>災害対策用資機材の点検整備</td> <td>(1)・(2) [略] (3) <u>感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>災害発生後</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><u>防災ボランティア活動対策</u></td> <td>(1) <u>防災ボランティア活動のニーズ把握</u> (2) <u>防災ボランティアの受付・登録</u> (3) <u>防災ボランティア活動の調整</u> (4) <u>防災ボランティアの受入体制の整備</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td><u>機動力及び輸送力の確保</u></td> <td>(1)・(2) [略] (3) <u>道路上の障害物の除去</u> (4) ~ (7) [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td><u>防疫対策</u></td> <td>(1) <u>防疫活動の実施</u> (2) [略] (3) <u>防疫用資機材の調達あっせん</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)・(5) [略]</p>	区分		活動項目	災害発生前	[略]		2	災害対策用資機材の点検整備	(1)・(2) [略] (3) <u>感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備</u>		[略]		[略]			災害発生後	[略]		8	<u>防災ボランティア活動対策</u>	(1) <u>防災ボランティア活動のニーズ把握</u> (2) <u>防災ボランティアの受付・登録</u> (3) <u>防災ボランティア活動の調整</u> (4) <u>防災ボランティアの受入体制の整備</u>		[略]		11	<u>機動力及び輸送力の確保</u>	(1)・(2) [略] (3) <u>道路上の障害物の除去</u> (4) ~ (7) [略]		[略]		15	<u>防疫対策</u>	(1) <u>防疫活動の実施</u> (2) [略] (3) <u>防疫用資機材の調達あっせん</u>		[略]	
区分		活動項目																																			
災害発生前	[略]																																				
2	災害対策用資機材の点検整備	(1)・(2) [略] (3) <u>感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備</u>																																			
	[略]																																				
[略]																																					
災害発生後	[略]																																				
8	<u>防災ボランティア活動対策</u>	(1) <u>防災ボランティア活動のニーズ把握</u> (2) <u>防災ボランティアの受付・登録</u> (3) <u>防災ボランティア活動の調整</u> (4) <u>防災ボランティアの受入体制の整備</u>																																			
	[略]																																				
11	<u>機動力及び輸送力の確保</u>	(1)・(2) [略] (3) <u>道路上の障害物の除去</u> (4) ~ (7) [略]																																			
	[略]																																				
15	<u>防疫対策</u>	(1) <u>防疫活動の実施</u> (2) [略] (3) <u>防疫用資機材の調達あっせん</u>																																			
	[略]																																				
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、「ボランティア」を「防災ボランティア」に修正</p> <p>2 所要の整理</p>																																				

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-10	<p>第3 県の職員の動員配備体制 <u>【本編・第3章・第1節・第3 参照】</u></p> <p>4 自主参集 ○ [略]</p> <p>5 所属公所に参集できない場合の対応 <u>【本編・第3章・第1節・第3・5 参照】</u></p> <p>第4・第5 [略]</p>	<p>第3 県の職員の動員配備体制</p> <p>1 配備体制 <u>【本編・第3章・第1節・第3・1 参照】</u></p> <p>2 動員の系統 <u>【本編・第3章・第1節・第3・2 参照】</u></p> <p>3 動員の方法 <u>【本編・第3章・第1節・第3・3 参照】</u></p> <p>4 自主参集 ○ [略]</p> <p>5 所属公所に参集できない場合の対応 <u>【本編・第3章・第1節・第3・5 参照】</u></p> <p>6 指定行政機関等への職員派遣の要請等 <u>【本編・第3章・第1節・第3・6 参照】</u></p> <p>第4・第5 [略]</p>
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴い、県における指定行政機関、関係地方行政機関等に対する職員派遣の要請等について追加</p> <p>2 所要の整理</p>	

ページ調整（余白）

頁	現 計 画												
<p>3-3-11</p> <p>3-3-12</p>	<p style="text-align: center;">第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="319 434 1449 797"> <thead> <tr> <th data-bbox="319 434 686 479">実施機関</th> <th data-bbox="686 434 1449 479">活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="319 479 1449 524">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 524 686 797"> 日本放送協会盛岡放送局 (株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 </td> <td data-bbox="686 524 1449 797">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当] [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び内容は、次のとおりである。 (気象業務法に基づくもの)</p> <p>(1) 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="325 1113 1449 1344"> <thead> <tr> <th data-bbox="325 1113 616 1158">種 類</th> <th data-bbox="616 1113 1449 1158">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="325 1158 1449 1202">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1202 616 1344">降灰予報</td> <td data-bbox="616 1202 1449 1344"> <u>噴火が発生した場合で、住民等に降灰の影響が予想される場合に降灰が予想される地域を随時発表。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]		日本放送協会盛岡放送局 (株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]	種 類	内 容	[略]		降灰予報	<u>噴火が発生した場合で、住民等に降灰の影響が予想される場合に降灰が予想される地域を随時発表。</u>
実施機関	活動の内容												
[略]													
日本放送協会盛岡放送局 (株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]												
種 類	内 容												
[略]													
降灰予報	<u>噴火が発生した場合で、住民等に降灰の影響が予想される場合に降灰が予想される地域を随時発表。</u>												
<p>修正理由</p>													

頁	修 正 案						
3-3-11	<p style="text-align: center;">第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="320 434 1449 797"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 434 687 479">実施機関</th> <th data-bbox="687 434 1449 479">活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="320 479 1449 524">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 524 687 797"> 日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 </td> <td data-bbox="687 524 1449 797">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当] [略]</p>	実施機関	活動の内容	[略]		日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]
実施機関	活動の内容						
[略]							
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]						
3-3-12	<p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び内容は、次のとおりである。 (気象業務法に基づくもの)</p> <p>(1) 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="325 1113 1449 1344"> <thead> <tr> <th data-bbox="325 1113 617 1158">種 類</th> <th data-bbox="617 1113 1449 1158">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="325 1158 1449 1202">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1202 617 1344">降灰予報</td> <td data-bbox="617 1202 1449 1344"> <u>噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	[略]		降灰予報	<u>噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。</u>
種 類	内 容						
[略]							
降灰予報	<u>噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。</u>						
修正理由	<p>1 火山に関する予報等の内容について修正</p> <p>2 所要の整理</p>						

頁	現 計 画																								
3-3-12	<table border="1" data-bbox="325 253 1449 1016"> <tr> <td data-bbox="325 253 616 1016">火山の状況に関する 解説情報</td> <td data-bbox="616 253 1449 1016">火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。</td> </tr> </table>	火山の状況に関する 解説情報	火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。																						
火山の状況に関する 解説情報	火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。																								
3-3-13	<p data-bbox="325 1025 440 1059">ア [略]</p> <p data-bbox="325 1070 1070 1104">イ 噴火警戒レベルが導入されていない火山の噴火警報・予報</p> <table border="1" data-bbox="325 1111 1449 1518"> <thead> <tr> <th data-bbox="325 1111 443 1245">予報及び警報の別</th> <th data-bbox="443 1111 616 1245">対象範囲を付した警報の呼び方</th> <th data-bbox="616 1111 671 1245">略称</th> <th data-bbox="671 1111 839 1245">対象範囲</th> <th data-bbox="839 1111 1035 1245">警戒事項等</th> <th data-bbox="1035 1111 1449 1245">火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="325 1245 443 1429">噴火警報</td> <td data-bbox="443 1245 616 1429">噴火警報(居住地域)</td> <td data-bbox="616 1245 671 1429">噴火警報</td> <td data-bbox="671 1245 839 1429">居住地域又は山麓及びそれより火口側</td> <td data-bbox="839 1245 1035 1429">居住地域嚴重警戒</td> <td data-bbox="1035 1245 1449 1429">居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="325 1429 1449 1473">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="325 1473 1449 1518">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	予報及び警報の別	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況	噴火警報	噴火警報(居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	[略]						[略]					
予報及び警報の別	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況																				
噴火警報	噴火警報(居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																				
[略]																									
[略]																									
修正理由																									

頁	修正案																								
3-3-12	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>火山現象に関する情報等</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山の状況に関する解説情報 <ul style="list-style-type: none"> 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。 ・火山活動解説資料 <ul style="list-style-type: none"> 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。 ・週間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。 ・月間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。 ・噴火に関する火山観測報 <ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。 </td> </tr> </table> <p>ア [略]</p>	<p>火山現象に関する情報等</p>	<p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山の状況に関する解説情報 <ul style="list-style-type: none"> 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。 ・火山活動解説資料 <ul style="list-style-type: none"> 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。 ・週間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。 ・月間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。 ・噴火に関する火山観測報 <ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。 																						
<p>火山現象に関する情報等</p>	<p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山の状況に関する解説情報 <ul style="list-style-type: none"> 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。 ・火山活動解説資料 <ul style="list-style-type: none"> 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。 ・週間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。 ・月間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。 ・噴火に関する火山観測報 <ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。 																								
3-3-13	<p>イ 噴火警戒レベルが導入されていない火山の噴火警報・予報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">予報及び警報の名称</th> <th style="width: 15%;">対象範囲を付した警報の呼び方</th> <th style="width: 5%;">略称</th> <th style="width: 15%;">対象範囲</th> <th style="width: 15%;">警戒事項等</th> <th style="width: 30%;">火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報</td> <td>噴火警報(居住地域)</td> <td>噴火警報</td> <td>居住地域又は山麓及びそれより火口側</td> <td>居住地域嚴重警戒</td> <td>居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況	噴火警報	噴火警報(居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	[略]						[略]					
予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況																				
噴火警報	噴火警報(居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																				
[略]																									
[略]																									
修正理由	火山に関する予報等の内容等について修正																								

頁	現 計 画						
3-3-13	<p>2 気象予報・警報等の種類及びその内容</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>火山情報及び気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。 (気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="352 432 1445 707"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 432 643 477">種 類</th> <th data-bbox="643 432 1445 477">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 477 427 707">気象に関する情報</td> <td data-bbox="643 477 1445 707"> <p>[略]</p> <p>記録的短時間大雨情報 <u>警報発表時に数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨（1時間に100mm以上）を観測し、より一層の警戒を呼びかける場合に発表する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	気象に関する情報	<p>[略]</p> <p>記録的短時間大雨情報 <u>警報発表時に数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨（1時間に100mm以上）を観測し、より一層の警戒を呼びかける場合に発表する。</u></p>		
種 類	内 容						
気象に関する情報	<p>[略]</p> <p>記録的短時間大雨情報 <u>警報発表時に数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨（1時間に100mm以上）を観測し、より一層の警戒を呼びかける場合に発表する。</u></p>						
3-3-14	<table border="1" data-bbox="352 752 1445 1792"> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 752 427 1021">地震に関する情報</td> <td data-bbox="643 752 1445 1021"> <p><u>震度速報 (※)</u></p> <p>○発表基準 震度3以上</p> <p>○内容 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した<u>地域名</u>と地震の揺れの発現時刻を速報する。 [気象庁震度階級等 資料編3-2-1]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1021 427 1290">震源に関する情報</td> <td data-bbox="643 1021 1445 1290"> <p>○発表基準 震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）</p> <p>○内容 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を追加する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1290 427 1792">震源・震度に関する情報</td> <td data-bbox="643 1290 1445 1792"> <p>○発表基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波注意報・警報発表時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 <p>○内容 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。 震度5弱以上と考えられる地点で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	地震に関する情報	<p><u>震度速報 (※)</u></p> <p>○発表基準 震度3以上</p> <p>○内容 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した<u>地域名</u>と地震の揺れの発現時刻を速報する。 [気象庁震度階級等 資料編3-2-1]</p>	震源に関する情報	<p>○発表基準 震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）</p> <p>○内容 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を追加する。</p>	震源・震度に関する情報	<p>○発表基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波注意報・警報発表時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 <p>○内容 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。 震度5弱以上と考えられる地点で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p>
地震に関する情報	<p><u>震度速報 (※)</u></p> <p>○発表基準 震度3以上</p> <p>○内容 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した<u>地域名</u>と地震の揺れの発現時刻を速報する。 [気象庁震度階級等 資料編3-2-1]</p>						
震源に関する情報	<p>○発表基準 震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）</p> <p>○内容 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を追加する。</p>						
震源・震度に関する情報	<p>○発表基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波注意報・警報発表時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 <p>○内容 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。 震度5弱以上と考えられる地点で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p>						
修正理由							

頁	修正案						
3-3-13	<p>2 気象予報・警報等の種類及びその内容</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>火山情報及び気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="352 434 1445 752"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 434 643 479">種類</th> <th data-bbox="643 434 1445 479">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 479 427 707">気象に関する情報</td> <td data-bbox="427 479 1445 707"> <p>[略]</p> <p>記録的短時間大雨情報 <u>数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 707 427 752">[略]</td> <td data-bbox="427 707 1445 752">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	気象に関する情報	<p>[略]</p> <p>記録的短時間大雨情報 <u>数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表。</u></p>	[略]	[略]
種類	内容						
気象に関する情報	<p>[略]</p> <p>記録的短時間大雨情報 <u>数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表。</u></p>						
[略]	[略]						
3-3-14	<table border="1" data-bbox="352 752 1445 1792"> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 752 427 1021">地震に関する情報</td> <td data-bbox="427 752 1445 1021"> <p>震度速報</p> <p>○発表基準 震度3以上</p> <p>○内容 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1021 427 1290">震源に関する情報</td> <td data-bbox="427 1021 1445 1290"> <p>○発表基準 震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）</p> <p>○内容 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1290 427 1792">震源・震度に関する情報</td> <td data-bbox="427 1290 1445 1792"> <p>○発表基準 <u>以下のいずれかを満たした場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波注意報又は警報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 <p>○内容 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地点で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	地震に関する情報	<p>震度速報</p> <p>○発表基準 震度3以上</p> <p>○内容 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</p>	震源に関する情報	<p>○発表基準 震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）</p> <p>○内容 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</p>	震源・震度に関する情報	<p>○発表基準 <u>以下のいずれかを満たした場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波注意報又は警報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 <p>○内容 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地点で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</p>
地震に関する情報	<p>震度速報</p> <p>○発表基準 震度3以上</p> <p>○内容 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</p>						
震源に関する情報	<p>○発表基準 震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）</p> <p>○内容 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</p>						
震源・震度に関する情報	<p>○発表基準 <u>以下のいずれかを満たした場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波注意報又は警報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 <p>○内容 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地点で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</p>						
修正理由	気象及び地震に関する情報の内容について修正						

頁	現 計 画																					
3-3-15	<p>イ 注意報の種類と発表基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">気象注意報</td> <td>風雪注意報</td> <td>風雪によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪に伴い、平均風速が10m/S以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">冬 季</td> <td>低温により水道凍結等大きな障害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最低気温が内陸で-11℃以下、沿岸で-8℃以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>着雪注意報 着氷注意報</td> <td>着雪により通信線、送電線、樹木等に被害がおこると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下で、気温-2℃より高いと予想される場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ※1・※2 [略]</p>		種 類	発 表 基 準	気象注意報	風雪注意報	風雪によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪に伴い、平均風速が10m/S以上と予想される場合	[略]		低温注意報	[略]	冬 季	低温により水道凍結等大きな障害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最低気温が内陸で-11℃以下、沿岸で-8℃以下になると予想される場合		着雪注意報 着氷注意報	着雪により通信線、送電線、樹木等に被害がおこると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下で、気温-2℃より高いと予想される場合		[略]			[略]	
	種 類	発 表 基 準																				
気象注意報	風雪注意報	風雪によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪に伴い、平均風速が10m/S以上と予想される場合																				
	[略]																					
	低温注意報	[略]																				
	冬 季	低温により水道凍結等大きな障害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最低気温が内陸で-11℃以下、沿岸で-8℃以下になると予想される場合																				
	着雪注意報 着氷注意報	着雪により通信線、送電線、樹木等に被害がおこると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下で、気温-2℃より高いと予想される場合																				
	[略]																					
	[略]																					
3-3-16	<p>ウ 警報の種類と発表基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">気象警報</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>暴風雪によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪に伴い、平均風速が20m/S以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ※1・※2 [略]</p> <p>(消防法に基づくもの)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">通 報 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ~ (4) [略]</p>		種 類	発 表 基 準	気象警報	[略]		暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪に伴い、平均風速が20m/S以上と予想される場合	[略]			種 類	通 報 基 準		[略]						
	種 類	発 表 基 準																				
気象警報	[略]																					
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪に伴い、平均風速が20m/S以上と予想される場合																				
	[略]																					
	種 類	通 報 基 準																				
	[略]																					
3-3-17																						
修正理由																						

頁	修正案																					
<p>3-3-15</p> <p>3-3-16</p> <p>3-3-17</p>	<p>イ 注意報の種類と発表基準</p> <table border="1" data-bbox="352 253 1445 1115"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 253 643 302">種類</th> <th data-bbox="643 253 1445 302">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 302 427 448" rowspan="4">気象注意報</td> <td data-bbox="427 302 1445 394"> 風雪注意報 風雪によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速が 10m/S 以上と予想される場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 394 1445 439">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 439 643 846">低温注意報</td> <td data-bbox="643 439 1445 846"> [略] 低温により水道凍結等大きな障害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最低気温が内陸で-6℃以下であって、かつ、最低気温が<u>平年より遠野地域は 6℃以上、遠野地域を除く内陸部と久慈地域、沿岸南部は 5℃以上、宮古地域は 4℃以上低いとき</u> ○ 最低気温が内陸で-6℃以下であって、かつ、最低気温が平年より 2℃以上低いときが数日続くとき </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 846 643 1025">着雪注意報 着氷注意報</td> <td data-bbox="643 846 1445 1025"> 着雪・着氷により通信線、送電線、樹木等に被害がおけると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下で、気温-2℃より高いと予想される場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1025 1445 1070">[略]</td> <td data-bbox="352 1070 1445 1115">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ※1・※2 [略]</p> <p>ウ 警報の種類と発表基準</p> <table border="1" data-bbox="352 1211 1445 1485"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1211 643 1261">種類</th> <th data-bbox="643 1211 1445 1261">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1261 427 1440" rowspan="3">気象警報</td> <td data-bbox="427 1261 1445 1305">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1305 1445 1440"> 暴風雪警報 暴風雪によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速が 20m/S 以上と予想される場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1440 1445 1485">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ※1・※2 [略]</p> <p>(消防法に基づくもの)</p> <table border="1" data-bbox="352 1581 1445 1671"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1581 643 1630">種類</th> <th data-bbox="643 1581 1445 1630">通報基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1630 1445 1671">[略]</td> <td data-bbox="352 1630 1445 1671">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ~ (4) [略]</p>	種類	発表基準	気象注意報	風雪注意報 風雪によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速が 10m/S 以上と予想される場合	[略]	低温注意報	[略] 低温により水道凍結等大きな障害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最低気温が内陸で-6℃以下であって、かつ、最低気温が <u>平年より遠野地域は 6℃以上、遠野地域を除く内陸部と久慈地域、沿岸南部は 5℃以上、宮古地域は 4℃以上低いとき</u> ○ 最低気温が内陸で-6℃以下であって、かつ、最低気温が平年より 2℃以上低いときが数日続くとき	着雪注意報 着氷注意報	着雪・着氷により通信線、送電線、樹木等に被害がおけると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下で、気温-2℃より高いと予想される場合	[略]	[略]	種類	発表基準	気象警報	[略]	暴風雪警報 暴風雪によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速が 20m/S 以上と予想される場合	[略]	種類	通報基準	[略]	[略]
種類	発表基準																					
気象注意報	風雪注意報 風雪によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速が 10m/S 以上と予想される場合																					
	[略]																					
	低温注意報	[略] 低温により水道凍結等大きな障害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最低気温が内陸で-6℃以下であって、かつ、最低気温が <u>平年より遠野地域は 6℃以上、遠野地域を除く内陸部と久慈地域、沿岸南部は 5℃以上、宮古地域は 4℃以上低いとき</u> ○ 最低気温が内陸で-6℃以下であって、かつ、最低気温が平年より 2℃以上低いときが数日続くとき																				
	着雪注意報 着氷注意報	着雪・着氷により通信線、送電線、樹木等に被害がおけると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下で、気温-2℃より高いと予想される場合																				
[略]	[略]																					
種類	発表基準																					
気象警報	[略]																					
	暴風雪警報 暴風雪によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速が 20m/S 以上と予想される場合																					
	[略]																					
種類	通報基準																					
[略]	[略]																					
修正理由	気象注意報等の発表基準について修正																					

頁	現 計 画	修 正 案
<p>3-3-18</p> <p>3-3-19</p>	<p>(5) 市町村の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 火災警報の発令及び気象予報・警報の広報は、おおむね、次の方法による。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ・キ [略]</p> </div> <p>(6) [略]</p> <p><u>2</u> [略]</p>	<p>(5) 市町村の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 火災警報の発令及び気象予報・警報の広報は、おおむね、次の方法による。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ</u> コミュニティFM、臨時災害放送局</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> 携帯端末の緊急速報メール機能</p> <p><u>キ</u> ソーシャルメディア</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ・コ [略]</p> </div> <p>(6) [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、市町村による警報等の広報手段に、携帯端末の緊急速報メール機能等を追加</p> <p>2 東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえ、市町村による警報等の広報手段に、コミュニティFM等を追加</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																
<p>3-3-26</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="268 434 834 748"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～4 [略] 5 <u>医療所、救護所</u>の開設状況 6～13 [略] 14 <u>ボランティア</u>、義援物資の受入れ等に関する情報 15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～3 [略] 4 <u>医療所、救護所</u>の開設状況 5～11 [略] 12 <u>ボランティア</u>、義援物資の受入れ等に関する情報 13・14 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDD I (株)</td> <td>1 通信の<u>途絶</u>の状況 2・3 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人岩手県社会福祉協議会</td> <td><u>災害ボランティア</u>の募集情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-3-27</p>	実施機関	担 当 業 務	市町村本部長	1～4 [略] 5 <u>医療所、救護所</u> の開設状況 6～13 [略] 14 <u>ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 15 [略]	県本部長	1～3 [略] 4 <u>医療所、救護所</u> の開設状況 5～11 [略] 12 <u>ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 13・14 [略]	[略]		東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDD I (株)	1 通信の <u>途絶</u> の状況 2・3 [略]	[略]		社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	<u>災害ボランティア</u> の募集情報	[略]		<p>第 7 節 広報広聴計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="879 434 1445 748"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～4 [略] 5 救護所の開設状況 6～13 [略] 14 <u>防災ボランティア</u>、義援物資の受入れ等に関する情報 15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～3 [略] 4 救護所の開設状況 5～11 [略] 12 <u>防災ボランティア</u>、義援物資の受入れ等に関する情報 13・14 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDD I (株)</td> <td>1 通信の<u>疎通</u>の状況 2・3 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人岩手県社会福祉協議会</td> <td><u>防災ボランティア</u>の募集情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担 当 業 務	市町村本部長	1～4 [略] 5 救護所の開設状況 6～13 [略] 14 <u>防災ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 15 [略]	県本部長	1～3 [略] 4 救護所の開設状況 5～11 [略] 12 <u>防災ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 13・14 [略]	[略]		東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDD I (株)	1 通信の <u>疎通</u> の状況 2・3 [略]	[略]		社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	<u>防災ボランティア</u> の募集情報	[略]		<p>修正理由</p> <p>1 防災基本計画（平成 24 年 9 月 6 日修正）の修正に伴い、「ボランティア」を「防災ボランティア」に修正</p> <p>2 所要の整理</p>
実施機関	担 当 業 務																																	
市町村本部長	1～4 [略] 5 <u>医療所、救護所</u> の開設状況 6～13 [略] 14 <u>ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 15 [略]																																	
県本部長	1～3 [略] 4 <u>医療所、救護所</u> の開設状況 5～11 [略] 12 <u>ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 13・14 [略]																																	
[略]																																		
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDD I (株)	1 通信の <u>途絶</u> の状況 2・3 [略]																																	
[略]																																		
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	<u>災害ボランティア</u> の募集情報																																	
[略]																																		
実施機関	担 当 業 務																																	
市町村本部長	1～4 [略] 5 救護所の開設状況 6～13 [略] 14 <u>防災ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 15 [略]																																	
県本部長	1～3 [略] 4 救護所の開設状況 5～11 [略] 12 <u>防災ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 13・14 [略]																																	
[略]																																		
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDD I (株)	1 通信の <u>疎通</u> の状況 2・3 [略]																																	
[略]																																		
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	<u>防災ボランティア</u> の募集情報																																	
[略]																																		

頁	現 計 画	修 正 案																																																																
<p>3-3-28</p> <p>3-3-29</p>	<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="264 253 834 987"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">保健福祉部</td> <td>保健福祉企画室</td> <td>〔略〕</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>医療推進課</td> <td rowspan="2">保健環境班</td> </tr> <tr> <td>健康国保課</td> </tr> <tr> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> </tr> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公安部</td> <td>総務課</td> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>県民課</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 〔略〕</p>	部	課等	地方支部班	担当業務	〔略〕				保健福祉部	保健福祉企画室	〔略〕		医療推進課	保健環境班	健康国保課	地域福祉課	福祉班	〔略〕				公安部	総務課	〔略〕		県民課			〔略〕				<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="876 253 1445 987"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">保健福祉部</td> <td>保健福祉企画室</td> <td>〔略〕</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康国保課</td> <td rowspan="2">保健環境班</td> </tr> <tr> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> </tr> <tr> <td>医療政策室</td> <td>保健環境班</td> </tr> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公安部</td> <td rowspan="2">県民課</td> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 〔略〕</p>	部	課等	地方支部班	担当業務	〔略〕				保健福祉部	保健福祉企画室	〔略〕		健康国保課	保健環境班	地域福祉課	福祉班	医療政策室	保健環境班	〔略〕				公安部	県民課	〔略〕				〔略〕			
部	課等	地方支部班	担当業務																																																															
〔略〕																																																																		
保健福祉部	保健福祉企画室	〔略〕																																																																
	医療推進課	保健環境班																																																																
	健康国保課																																																																	
	地域福祉課	福祉班																																																																
〔略〕																																																																		
公安部	総務課	〔略〕																																																																
	県民課																																																																	
〔略〕																																																																		
部	課等	地方支部班	担当業務																																																															
〔略〕																																																																		
保健福祉部	保健福祉企画室	〔略〕																																																																
	健康国保課	保健環境班																																																																
				地域福祉課	福祉班																																																													
	医療政策室	保健環境班																																																																
〔略〕																																																																		
公安部	県民課	〔略〕																																																																
〔略〕																																																																		
<p>修正理由</p>	<p>所要の整理（県組織の改編に伴う改正部分は平成25年4月1日から適用）</p>																																																																	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>3-3-31</p> <p>3-3-32</p>	<p>第8節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 交通確保 1～3 [略]</p> <p>4 応急復旧</p> <p>(1) <u>復旧順位</u></p> <p>○ 道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら<u>復旧作業</u>を行う。</p> <p>(2) <u>復旧資材等の確保</u></p> <p>○ 道路管理者は、あらかじめ、県内各地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における<u>応急復旧</u>に対処する供給体制を整備する。</p> <p>(3) <u>復旧方法</u></p> <p>○ 道路上の火山灰、土砂、被災車両、放置車両、倒壊建物等の<u>障害物を除去する</u>。</p> <p>○ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>第4 [略]</p>	<p>第8節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 交通確保 1～3 [略]</p> <p>4 <u>道路啓開等</u></p> <p>(1) <u>道路啓開等の順位</u></p> <p>○ 道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら<u>道路啓開及び復旧作業</u>を行う。</p> <p>(2) <u>復旧資材等の確保</u></p> <p>○ 道路管理者は、あらかじめ、県内各地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における<u>道路啓開及び応急復旧</u>に対処する供給体制を整備する。</p> <p>(3) <u>道路啓開等の方法</u></p> <p>○ 道路上の火山灰、土砂、被災車両、放置車両、倒壊建物等の<u>障害物の除去による道路啓開</u>を行う。</p> <p>○ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>第4 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴う所要の整理等</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-39	<p>第13節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 市町村は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を<u>勧め</u>、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 [略]</p>	<p>第13節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 市町村は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。<u>この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を<u>進め</u>、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p><u>なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。</u></p> <p>4 <u>県、市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。</u></p> <p>5 <u>県、市町村その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</u></p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 [略]</p>
修正理由	<p>防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、遠方の地方公共団体等との協定締結、大規模災害発生時における応援協定に基づく応援体制の構築、応援計画等の策定に関する事項等について追加</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-43	<p style="text-align: center;">第 15 節 <u>ボランティア活動計画</u></p> <p>第 1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>ボランティア活動</u>に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 2 被災地における<u>ボランティア活動</u>に対するニーズ把握に努める。 3 <u>ボランティアの受付、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等</u>その受入体制の整備に努める。 <p>第 2 [略]</p> <p>第 3 実施要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>ボランティア</u>に対する協力要請 【本編・第3章・第12節・第3・1 参照】 2 <u>ボランティアの受入れ</u> 【本編・第3章・第12節・第3・2 参照】 3 <u>ボランティアの活動内容</u> 【本編・第3章・第12節・第3・3 参照】 	<p style="text-align: center;">第 15 節 <u>防災ボランティア活動計画</u></p> <p>第 1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>防災ボランティア活動</u>に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 2 被災地における<u>防災ボランティア活動</u>に対するニーズ把握に努める。 3 <u>防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等</u>その受入体制の整備に努める。 <p>第 2 [略]</p> <p>第 3 実施要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>防災ボランティア</u>に対する協力要請 【本編・第3章・第12節・第3・1 参照】 2 <u>防災ボランティアの受入れ</u> 【本編・第3章・第12節・第3・2 参照】 3 <u>防災ボランティアの活動内容</u> 【本編・第3章・第12節・第3・3 参照】
修正理由	<p>防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、「ボランティア」を「防災ボランティア」に修正するとともに、防災ボランティアの安全上の確保等について追加</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-46	<p style="text-align: center;">第 18 節 避難・救出計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 救出救助体制を整備し、逃げ遅れた者等の早急な救出活動を行う。</p> <p> なお、噴火形態によってはさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮のうえ、救出救助に当たるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第 2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第 18 節 避難・救出計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、逃げ遅れた者等の早急な救出活動を行う。</u></p> <p> なお、噴火形態によってはさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮のうえ、救出救助に当たるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第 2 [略]</p>
3-3-47	<p>第 3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p>	<p>第 3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p>
3-3-49	<p>(1) 避難勧告等の内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、学識者等専門家との密接な連携のもとに、必要に応じ、市町村長に対し避難勧告等の助言を行う。</p> <p>(2) ～ (7) [略]</p>	<p>(1) 避難勧告等の内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、<u>平常時からの火山防災協議会での共同検討の結果を踏まえ</u>、学識者等専門家との密接な連携のもとに、必要に応じ、市町村長に対し避難勧告等の助言を行う。</p> <p>(2) ～ (7) [略]</p>
3-3-49	<p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) 警戒区域の設定</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、学識者等専門家及び防災関係機関との密接な連携のもとに、必要に応じ、市町村長に対し警戒区域設定の助言を行う。</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) 警戒区域の設定</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、<u>平常時からの火山防災協議会での検討結果を踏まえ</u>、学識者等専門家及び防災関係機関との密接な連携のもとに、必要に応じ、市町村長に対し警戒区域設定の助言を行う。</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) [略]</p>
3-3-50	<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成 24 年 9 月 6 日修正）の修正に伴い、災害発生当初における救出救助活動への人的資源等の優先配分について追加</p> <p>2 防災基本計画（平成 23 年 12 月 27 日修正）の修正に伴い、火山防災協議会の位置付けを明確化</p>	

頁	現 計 画	修 正 案								
<p>3-3-50</p> <p>3-3-51</p>	<p>4 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 避難所収容の対象となる者は、次に掲げる者とする。 <table border="1" data-bbox="309 439 839 533"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所の円滑な運営に努める。 ○ 市町村本部長は、避難者数、ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。 ○ 市町村本部長は、地域住民やボランティア団体等の協力を得ながら、計画的に生活環境の整備を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難者、住民組織、支援ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成 	区分	対象者	[略]		<p>4 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 避難所収容の対象となる者は、次に掲げる者とする。 <table border="1" data-bbox="920 439 1450 533"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村本部長は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討し、必要な措置を講じる。</u> (2) 避難所の運営 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所の円滑な運営に努める。<u>この場合において、市町村本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回等を実施するなど、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。</u> ○ <u>市町村本部長は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</u> ○ 市町村本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。 ○ 市町村本部長は、地域住民やボランティア団体等の協力を得ながら、計画的に生活環境の整備を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成 	区分	対象者	[略]	
区分	対象者									
[略]										
区分	対象者									
[略]										
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成 23 年 12 月 27 日修正）の修正に伴い、避難所のライフラインの回復に時間を要する場合等の対応及び避難者等に提供する情報の種類及び情報提供に当たって活用する媒体への配慮について追加</p> <p>2 防災基本計画（平成 24 年 9 月 6 日修正）の修正に伴い、避難所の状況把握について追加及び「ボランティア」を「防災ボランティア」に修正</p>									

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-51	<p>イ～エ [略]</p> <p>オ <u>プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮</u></p> <p>カ・キ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう<u>学校長及び避難者の自治組織等</u>と協議を行い、必要な調整を行う。</p> <p>○ [略]</p> <p>(3) <u>被災市町村以外の市町村による避難所の設置等</u></p> <p>○ 被災市町村以外の市町村の避難所の設置及び運営については、(1) 及び (2) の定めを<u>重要</u>する。</p> <p>(4) [略]</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>イ～エ [略]</p> <p>オ <u>プライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮</u></p> <p>カ・キ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう<u>校長及び避難者の自治組織等</u>と協議を行い、必要な調整を行う。</p> <p>○ [略]</p> <p>(3) <u>被災市町村以外の市町村による避難所の設置等</u></p> <p>○ 被災市町村以外の市町村の避難所の設置及び運営については、(1) 及び (2) の定めを<u>準用</u>する。</p> <p>(4) [略]</p> <p>5・6 [略]</p> <p><u>7 広域一時滞在</u> 【本編・第3章・第15節・第3・7 参照】</p> <p><u>8 居住地以外の市町村への避難者に対する情報等の提供体制</u> 【本編・第3章・第15節・第3・8 参照】</p>
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、広域一時滞在及び居住地以外の市町村への避難者に対する情報等の提供体制について追加</p> <p>2 所要の整理</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-52	<p style="text-align: center;">第 19 節 医療・保健計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>水道、電気、ガス等ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害時における地域医療の拠点となる災害拠点病院を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>第 2・第 3 [略]</p> <p>第 4 <u>後方医療体制</u> [略]</p> <p>第 5・第 6 [略]</p> <p>第 7 <u>保健活動の実施</u> [略]</p> <p>第 8・第 9 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第 19 節 医療・保健計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>第 2・第 3 [略]</p> <p>第 4 <u>後方医療活動</u> [略]</p> <p>第 5・第 6 [略]</p> <p>第 7 <u>災害中長期における医療体制</u> [略]</p> <p>第 8・第 9 [略]</p>
修正理由	所要の整理	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-53	<p>第20節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>第2・第3 [略]</p>	<p>第20節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3 県、市町村その他の防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。</u></p> <p>第2・第3 [略]</p>
修正理由	<p>防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、防災関係機関の備蓄物資の供給の相互協力について追加</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-58	<p style="text-align: center;">第 24 節 <u>防疫計画</u></p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 <u>被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置を実施する。</u></p> <p>2 <u>震災により、被害が発生し、生活環境の悪化、罹病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、他の都道府県等の協力を得て、防疫措置を実施する。</u></p> <p>第 2・第 3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第 24 節 <u>感染症予防計画</u></p> <p>第 1 基本方針</p> <p><u>被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。</u></p> <p>第 2・第 3 [略]</p>
修正理由	「防疫」を「感染症予防」に修正するなど、所要の整理	

頁	現 計 画	修 正 案																																												
<p>3-3-59</p> <p>3-3-60</p>	<p>第 25 節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第 1 基本方針 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 障害物除去</p> <table border="1" data-bbox="296 528 831 622"> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="296 667 831 1348"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> <td> 1 災害救助法による障害物除去事務の総括 2 住居関係障害物の除去 </td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 障害物除去</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	実施機関	担当業務	[略]		部	課	地方支部班	担当業務	総務部	[略]			保健福祉部	地域福祉課	福祉班	1 災害救助法による障害物除去事務の総括 2 住居関係障害物の除去	[略]				<p>第 25 節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第 1 基本方針 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 障害物除去</p> <table border="1" data-bbox="908 528 1442 622"> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="908 667 1442 1348"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>資源循環推進課</td> <td>保健環境班</td> <td>障害物の除去の総括</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> <td>災害救助法による障害物除去に係る費用支弁等の総括</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 障害物除去</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	実施機関	担当業務	[略]		部	課等	地方支部班	担当業務	総務部	[略]			環境生活部	資源循環推進課	保健環境班	障害物の除去の総括	保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による障害物除去に係る費用支弁等の総括	[略]			
実施機関	担当業務																																													
[略]																																														
部	課	地方支部班	担当業務																																											
総務部	[略]																																													
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	1 災害救助法による障害物除去事務の総括 2 住居関係障害物の除去																																											
[略]																																														
実施機関	担当業務																																													
[略]																																														
部	課等	地方支部班	担当業務																																											
総務部	[略]																																													
環境生活部	資源循環推進課	保健環境班	障害物の除去の総括																																											
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による障害物除去に係る費用支弁等の総括																																											
[略]																																														
<p>修正理由</p>	<p>岩手県災害対策本部規程の一部改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）に伴う所要の整理</p>																																													

頁	現 計 画	修 正 案										
3-3-61	<p>(3) 応援の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、要請を受けた場合は、次の措置を取る。 <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県内だけでは、障害物を処理できない場合は、本編第13節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に障害物除去用資機材の調達若しくはあっせんを要請し、又は、本編第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、市町村本部長又は県本部長に対して、応援を要請する。</u> <table border="1" data-bbox="311 976 831 1205"> <tr> <td>ア</td> <td>障害物除去に必要な職種及び人員</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>障害物除去用資機材の種類・数量</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>応援を要する期間</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>障害物除去地域、区間</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>その他参考事項</td> </tr> </table> <p>(4) [略]</p>	ア	障害物除去に必要な職種及び人員	イ	障害物除去用資機材の種類・数量	ウ	応援を要する期間	エ	障害物除去地域、区間	オ	その他参考事項	<p>(3) 応援の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、要請を受けた場合は、次の措置を取る。 <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県内だけでは、障害物を処理できない場合は、本編第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に障害物除去用資機材の<u>調達・あっせん若しくは障害物の広域処理</u>を要請し、又は、本編第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>(4) [略]</p>
ア	障害物除去に必要な職種及び人員											
イ	障害物除去用資機材の種類・数量											
ウ	応援を要する期間											
エ	障害物除去地域、区間											
オ	その他参考事項											
3-3-62	<p>(5) 除去後の障害物の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長等は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に埋設し、又は投棄する。 <p>ア～ウ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] <p>4 [略]</p>	<p>(5) 除去後の障害物の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長等は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。 <p>ア～ウ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] <p>4 [略]</p> <p>5 建築物等の解体等による石綿の飛散防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県本部長は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、必要に応じ、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。</u> 										
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴い、障害物の広域処理の要請及び建築物等の解体等による石綿の飛散防止についてについて追加</p> <p>2 所要の整理</p>											

頁	現 計 画	修 正 案																																								
3-3-63	<p>第26節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関</p> <table border="1" data-bbox="264 483 831 577"> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="264 622 831 716"> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="264 761 831 896"> <tr> <td>環境生活部</td> <td>県民くらしの安全課</td> <td>保健環境班</td> <td>遺体の<u>処理及び埋葬</u></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="264 907 831 1120"> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> <td>災害救助法による死体の捜索、<u>処理、埋葬事務の総括</u></td> </tr> </table> <p>[略]</p>	実施機関	担当業務	[略]		部	課	地方支部班	担当業務	[略]				環境生活部	県民くらしの安全課	保健環境班	遺体の <u>処理及び埋葬</u>	保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による死体の捜索、 <u>処理、埋葬事務の総括</u>	<p>第26節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関</p> <table border="1" data-bbox="876 483 1442 577"> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="876 622 1442 716"> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="876 761 1442 896"> <tr> <td>環境生活部</td> <td>県民くらしの安全課</td> <td>保健環境班</td> <td>遺体の<u>埋葬</u></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="876 907 1442 1120"> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> <td>災害救助法による死体の捜索、<u>処理、埋葬に係る費用支弁等の総括</u></td> </tr> </table> <p>[略]</p>	実施機関	担当業務	[略]		部	課	地方支部班	担当業務	[略]				環境生活部	県民くらしの安全課	保健環境班	遺体の <u>埋葬</u>	保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による死体の捜索、 <u>処理、埋葬に係る費用支弁等の総括</u>
実施機関	担当業務																																									
[略]																																										
部	課	地方支部班	担当業務																																							
[略]																																										
環境生活部	県民くらしの安全課	保健環境班	遺体の <u>処理及び埋葬</u>																																							
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による死体の捜索、 <u>処理、埋葬事務の総括</u>																																							
実施機関	担当業務																																									
[略]																																										
部	課	地方支部班	担当業務																																							
[略]																																										
環境生活部	県民くらしの安全課	保健環境班	遺体の <u>埋葬</u>																																							
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による死体の捜索、 <u>処理、埋葬に係る費用支弁等の総括</u>																																							
3-3-64	<p>第3 実施要領</p> <p>1 行方不明者及び遺体の捜索</p> <p>(1) 捜索の手配</p> <p>○ 市町村本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、次の事項を明らかにして、地方支部警察署班長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 総務部<u>総合防災室</u>は、地方支部総務班長からの報告に基づき、必要と認める他の市町村及び関係機関にその旨を連絡する。</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 行方不明者及び遺体の捜索</p> <p>(1) 捜索の手配</p> <p>○ 市町村本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、<u>正確な情報の収集に努め</u>、次の事項を明らかにして、地方支部警察署班長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 総務部<u>防災危機管理監</u>は、地方支部総務班長からの報告に基づき、必要と認める他の市町村及び関係機関にその旨を連絡する。</p>																																								
修正理由	所要の整理																																									

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-64	<p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4</u> 遺体埋葬の広域調整 【本編・第3章・第23節・第3・4 参照】</p>	<p>○ <u>市町村本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4</u> 遺体の埋葬 【本編・第3章・第23節・第3・4 参照】</p> <p><u>5</u> 遺体埋葬の広域調整 【本編・第3章・第23節・第3・5 参照】</p>
3-3-65	<p><u>5</u> 災害救助法を適用した場合の死体の搜索、処理及び埋葬 【本編・第3章・第23節・第3・5 参照】</p>	<p><u>6</u> 災害救助法を適用した場合の死体の搜索、処理及び埋葬 【本編・第3章・第23節・第3・6 参照】</p>
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴い、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した行方不明者の取扱等について追加</p> <p>2 東日本大震災津波に係る災害対応の検証結果を踏まえ、埋葬用品等の調達等について追加</p> <p>3 所要の整理</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-73	<p>第31節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のための燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、東北経済産業局長にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。 <p>第2・第3 [略]</p>	<p>第31節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ <u>県本部長</u>は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のための燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、東北経済産業局長にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。 ○ <u>電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。</u> <p>第2・第3 [略]</p>
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、ライフライン事業者等による広域的応援体制の整備について追加</p> <p>2 所要の整理</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-4-1	<p>第1節 公共施設等の災害復旧計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 災害復旧事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。 ア～カ [略] ○ [略] <p>第3・第4 [略]</p> <p>第5 緊急融資等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] 1 国庫負担又は補助 <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(9) [略] (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達） (11)～(14) [略] (15)～(22) (23) [略] </div> <p>2・3 [略]</p>	<p>第1節 公共施設等の災害復旧計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 災害復旧事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。 ア～カ [略] <u>キ 事業の実施に当たっては、暴力団排除の徹底に努めること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。</u> ○ [略] <p>第3・第4 [略]</p> <p>第5 緊急融資等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] 1 国庫負担又は補助 <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(9) [略] (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和37年8月14日建設省都市局長通達） (11)～(14) [略] (15) 障害者総合支援法 (16)～(23) (24) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱 (25) [略] </div> <p>2・3 [略]</p>
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴い、事業実施に当たっての暴力団排除等について追加</p> <p>2 所要の整理</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-5-3	<p style="text-align: center;">第2節 安全確保対策</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 安全確保対策</p> <p>○ [略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 防疫活動</p> <p>ア 防疫計画に基づく被災現場、浸水家屋等への消毒等</p> <p>イ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第2節 安全確保対策</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 安全確保対策</p> <p>○ [略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 感染症予防活動</p> <p>ア 感染症予防計画に基づく被災現場、浸水家屋等への消毒等</p> <p>イ [略]</p>
修正理由	「防疫」を「感染症予防」に修正	

